

## 赤平市地域公共交通活性化協議会設置要綱

### (目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項などを協議し、赤平市における持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組を推進するため、赤平市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市内における地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 交通計画の作成及び変更に関する事項
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) その他協議会が必要と定める事項

### (組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 赤平市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 地域公共交通の利用者
- (6) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員のうち行政機関の職員である者の任期は、当該行政機関の職にある期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員（第1項ただし書きに規定する委員を除く。）が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(会長)

第6条 会長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を統括し、協議会を代表する。

(副会長)

第7条 副会長は委員の中から会長が指名する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第8条 監事は委員の中から会長が指名する。

- 2 監事は協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(協議会の運営)

第9条 協議会は会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議決方法は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員は協議会に代理人を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会長は協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見、説明等を求めることができる。
- 6 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認めるときは、その一部又は全部を公開しない。
- 7 委員の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第11条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は赤平市企画課に置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後最初の委員（第4条ただし書に規定する委員を除く。）の任期は、同条本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。